

「羽曳野市男女共同参画推進プラン - 第2期 はびきのピーチプラン - 」(H19 - H28) 取組状況 【抜粋】

基本目標	基本課題	施策の方向	主な事業実施内容	
A 男女共同参画に向けた意識しんり	1 男女共同参画に向けた慣行等の見直しと広報・啓発活動の展開	(1) 男女共同参画のための広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関して、市の広報紙・ウェブサイト、男女共同参画啓発冊子等を用いて、積極的に情報提供。 「男女共同参画週間」(6月23日～29日)について、国や市作成のポスターを市内公共施設に掲示、懸垂幕、のぼり、電光掲示板等において啓発。 	<ul style="list-style-type: none"> 国、大阪府、関係機関において実施される研修会等への参加や送付される資料により、男女共同参画に関する情報の収集を行い、実施事業に反映。
		(2) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供	<ul style="list-style-type: none"> 「きりりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民のつどい～」及び「男女共生セミナー」の講演・講座内容において、「男は仕事、女は家庭」と表される固定的性別役割分担意識の払拭に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する市民意識調査、第3期プラン策定時のパブリックコメント、きりりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～及び男女共生セミナーなどの参加者アンケートの結果を参考に啓発テーマを検証し、情報を提供。 男女共同参画推進本部・幹事・推進員会議や公開羅針盤「掲示板」などを用いて、男女共同参画に関する情報を行政内部に発信、共有。
	2 男女共同参画に向けた教育・学習の充実	(1) 学校教育における男女平等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校では、全学校園での男女混合名簿や全小・中学校で男女共通体操服を継続的実施 人権教育について、各学校においてテーマを持ち、児童や生徒を対象に実施。また、教職員向けにも人権研修を継続的に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する基礎知識の修得及び自治体職員としての意識の浸透を図り、男女が対等な立場で能力を十分に発揮できる環境づくりに努めることを目的に男女共同参画推進本部幹事会幹事、男女共同参画推進員、人権施策推進員を対象に男女共同参画研修を実施。
		(2) 生涯学習における男女平等の推進	<ul style="list-style-type: none"> はびきの市民大学講座や生涯学習講座により、男女共同参画に関する学習の提供を行い、子育てセミナーにより、子育てに悩む保護者の交流の機会や場所を提供。また、退職後の男性の居場所づくりや地域参画のきっかけとなる講座を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育活動内における男女共生の視点を育むため、カウンセラーを講師に迎えた「声かけの仕方」などの教職員研修を実施。また、セクシュアル・ハラスメント研修は継続的に実施し、教職員管理職を対象としたパワー・ハラスメント研修も実施。
		(3) 職員の研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> 親学習リーダーに対する学習機会、情報の提供を行い、後に親学習リーダーを中心に子育てについて親自身が成長して学ぶ場を提供。 	
	3 男女間のあらゆる暴力の根絶	(1) 暴力の予防と根絶のための意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> 「女性に対する暴力をなくす運動期間」(11月12日～25日)について、市広報紙への掲載、ポスター作成・掲示、啓発冊子、パープルリボンの作成・配布などの啓発を実施。 女性相談窓口の相談回数を月2回から3回に増設し、専門の女性相談員で対応。また、一時保護など緊急を要する際は、大阪府女性相談センター、羽曳野警察署と連携し、対応。 市ではハラスメント相談担当を設置、学校では各学校にセクハラ窓口を設置し、男性、女性の担当者を配置し、対応。 児童虐待防止のため、要保護児童対策地域協議会の代表者や実務者会議において講演や研修を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会において、「児童虐待防止推進月間」(11月)に公用車広報パネル設置や啓発物品等において啓発。また、発生予防、早期発見、見守りなど事業虐待防止や解決に向けた援助活動を実施。 地域包括支援センターでは、高齢者虐待の相談・通報窓口として活動し、事業所等に対して研修会を実施。 「羽曳野市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を開催し、各関係機関と連携、また、成年後見制度が適切に活用されるよう利用支援を実施。
		(2) あらゆる暴力への対策の推進		
	4 メディアにおける人権の尊重	(1) 人権を尊重した表現の推進	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度に「男女共同参画表現ガイドライン」を作成し全課に配布(平成24年度に再配布)。判断が難しい表現は、人権推進課と調整。市ウェブサイトでは「アクセシビリティチェック」を有効に活用。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校では、教職員へ情報モラル等を含めたICT活用研修への出席を推奨し、児童や生徒に対して啓発。また、中学校の技術科においてメディア・リテラシーを含めた情報教育を実践。
		(2) メディア・リテラシーの向上		

基本目標	基本課題	施策の方向	主な事業実施内容	
B あらゆる分野での男女共同参画の推進	1 政策・方針決定の場への参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 審議会等への女性の積極登用と女性職員の職域拡大の確保 (2) 企業や団体等での女性の登用の啓発 (3) 女性のエンパワメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会や協議会等への女性登用についての現状調査を実施。また、男女共同参画推進本部会議などで女性の積極的な登用を啓発。 ・女性のエンパワメントに関係する講座（一部）を市民大学講座で実施。 	
	2 働く場での男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 労働条件向上のための啓発の促進 (2) 就労環境の整備と支援 (3) 職業能力の開発・向上 (4) 多様な就労形態への支援 		
	3 家庭生活での男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子育て支援の充実 (2) 介護支援の充実 (3) 男性の家庭生活への参画促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・市ウェブサイトやポータルサイト等を活用して、子育て情報を受発信。 ・各保育園での子育て相談や親子教室等を開催。日々の保育園業務の中で、園庭開放や子育て相談を実施。 ・育児や出向健康相談などを実施し、出向健康教育や指導及び情報提供。親学習リーダーを中心に子育てについて親自身が成長して学ぶ場を提供。 ・地域支援事業として、家族介護者教室の開催や介護者相互の交流と相談等を実施。 ・地域全体で高齢者を支え合う意識づくりを進めるため、校区福祉委員会、地域の福祉、医療専門機関及び行政が連携して、地域で支援を必要とする人を発見、見守り、支援のしくみづくり（住民向け研修会等を開催）を実施。また、ボランティア連絡会の組織強化と活動の活性化を図るため、各種ボランティアスクール・研修・講習を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業として、高齢男性の食の自立支援をすすめるための料理教室を実施 ・男女共同参画啓発冊子の配布や男女共生セミナーの開催において、男性の育児参加、介護について啓発 ・マタニティスクールの参加対象を妊産婦だけでなく家族とし、男性にマタニティジャケット体験を実施。また、パパになる方に対して妊娠・出産・産後のママの変化などの理解を促すため、母子手帳発行時にチラシを配布。
	4 地域社会での男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域社会での男女平等意識の醸成と地域活動への参画促進 		

基本目標	基本課題	施策の方向	主な事業実施内容	
C すべての男女が安心して暮らせる社会づくり	1 生涯にわたる健康の保持・増進	(1) 性に関する情報提供と性教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画啓発冊子の配布や男女共生セミナーの開催において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて啓発。 小・中学校の男女共生教育の中で、「生と性」についての学習を実施。また、健康増進課による全中学校の3年生を対象とした思春期教育において、「命の大切さ」「性感染症」「悩んだ時の相談先」などの講義を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> マタニティスクールのなかで、歯科健診、栄養士・助産師・保健師による妊娠・出産・育児に関する講義、沐浴体験、家族のマタニティジャケット体験、出産後の交流会などを実施。 乳幼児健診でフォローが必要な乳幼児に対して、すくすく健診・相談、虫歯予防教室などで経過観察を実施。 中学生、小学5、6年生を対象に羽曳野警察少年係または富田林少年サポートセンターと連携して、非行防止教室、薬物乱用防止教室を実施。
		(2) ライフステージに応じた健康づくりの推進		
	2 年齢・障害の有無にかかわらずすべての男女が安心して暮らせる環境づくり	(1) 高齢者や障害者などの福祉・就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合相談、権利擁護、包括的継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント業務等を実施。 高齢者施設に対して高齢者虐待防止に関する研修を実施。 高齢者が就業を通じ「生きがい・健康・収入」を自らの手で創り出すことを目的にシルバー人材センターなどの関連機関と連携してセンター会員に就業機会を提供。また、就業機会の拡大を図るため、会員の技能、資格等を活かした事業を実施。 地域支援事業としての高齢者福祉サービス、緊急通報システム等の一般福祉サービスなど的高齢者の生活支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域就労相談や障害者雇用相談の充実を図り、障害者等の就労を支援。 障害者及び障害児並びに保護者等に対し、日常生活や社会生活に必要な支援を提供。 ひったくり防止キャンペーン（ひったくり防止カバーの無料配布）、ナンバープレート盗難防止ネジの無料取り付け、防犯教室の開催。 安全なまちづくりのため、防犯灯の設置や適正な維持管理、防犯カメラの設置などを促進。
		(2) すべての人にやさしいまちづくり		
	3 国際社会への参加・交流	(1) 国際交流・協力への女性の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民に対して日本語学習をしている市民団体への支援。（日本語教室の支援） 平成7年6月に友好交流都市協定を締結したオーストリア共和国ウィーン市13区ヒーティングと交流。 	